

令和2年9月8日

第4・5学年学生

専攻科生 諸君

日本学生支援機構給付奨学金在学採用(二次採用)
及び高等教育の修学支援新制度による
授業料等の減免について

学生主事

このことについて、申請を希望する学生は、別紙にて自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係で配布する申請書類を受け取り、各自、日本学生支援機構のシステムへ登録してください。システムへの登録後、マイナンバー情報を日本学生支援機構へ提出する必要があります。なお、給付奨学金の申請をする場合、原則、授業料等減免制度の申請を併せて行うこととなりますので、日本学生支援機構への手続終了後、授業料減免に係る申請書類を提出期限までに学生係へ提出してください。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません(ただし、著しい学力不振や懲戒処分を除く)。給付奨学生として採用された場合、10月分より奨学金が毎月支給されます。また、予め授業料減免申請を行った場合、奨学金支給区分に応じて、後期分授業料が全額減免、2/3減額または1/3減額されます。

すでに給付奨学生である場合、新たな申請は不要ですが、「継続願」(別掲「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免に関する継続願の提出について」参照)の提出が必要です。

- ・日本学生支援機構システム(スカラネットAC)登録期限:令和2年9月25日(金)
- ・日本学生支援機構へマイナンバー情報提出期限:令和2年9月30日(水)
- ・学生係へ授業料減免制度申請書類提出期限:令和2年10月5日(月) 17時

※制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について(日本学生支援機構ホームページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



・高等教育の修学支援新制度について(文部科学省ホームページ)

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>



別紙

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ 前期までの在学中中のGPA等が、在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）